

地域公共交通計画

【記載内容】

基本方針、計画区域・目標、
目標達成施策・評価指標 等

望ましい地域交通の姿
を示すマスタープラン

策定が国庫補助の要件
（令和 6 年度～）

全ての自治体で策定が
努力義務化

法定協議会が策定

現状

県バス対策協議会

【設置根拠】 道路運送法

【構成員】 県・九州運輸局
市長会・町村会
県バス協会
宮崎交通
県内 8 地域分科会

生活交通確保維持改善計画
に基づく国庫補助金申請

統合

新設

法定協議会

【設置根拠】 活性化再生法
+
道路運送法

【構成員】 県バス対策協議会構成員
+
交通事業者（鉄道、バス等）
道路管理者
公安委員会
利用者代表、学識経験者

地域公共交通計画に基づく国庫補助金申請

※ただし、計画策定以降

なお、地域間幹線に係る専門部会の設置を検討
（地域分科会は同部会の下部組織に位置付け）

